

日本の世界農業遺産について

弁護士知財ネット（農水法務支援チーム）

弁 護 士 服 部 由 美（愛知¹）

弁護士・弁理士 松田 光代（金沢²）

弁 護 士 長 友 慶 徳（宮崎³）

<目次>

第1 世界農業遺産について（総論）（文責 服部 由美）

第2 日本国内の世界農業遺産（各論）

1. みなべ・田辺の梅システム（文責 服部 由美）

2. 能登の里山里海（文責 松田 光代）

3. 高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム（文責 長友 慶徳）

第1 世界農業遺産について（総論）

(1) 世界農業遺産と国際連合食料農業機関（FAO）

ア. 世界農業遺産とは？

突然ですが、「世界農業遺産」について、お聞きになられたことはあるでしょうか。

「つい先日（2017年7月9日）、『宗像・沖ノ島と関連遺産群』に登録されることになった、あれ？」

それは、世界（文化）遺産⁴です。世界遺産は、世界各地の有形⁵の文化・自然遺産を人類共通の遺産として保護しようというもので、1972年にユネスコ⁶総会で採択された世界遺産条約⁷に基づき登録されます。日本国内における所管官庁は、文化庁です。

1 愛知県弁護士会所属。

2 金沢弁護士会所属。

3 宮崎県弁護士会所属。

4 世界遺産には、文化遺産、自然遺産、及び複合遺産があり、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は文化遺産です。

5 これに対し、「無形文化遺産」は、2003年、同じくユネスコで採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage）に基づくもので、「歌舞伎」「能楽」などのほか、「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録されています（「愛知・名古屋の味噌・酒醸造業 ～和食の『無形文化遺産』登録、『地理的表示』保護制度と共に」知財ぷりずむ Vol.13 No.155（2015年8月号）11頁以下参照）。

6 国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））。

7 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）。

これに対し、世界農業遺産は、ユネスコと同様に国連の機関である国際連合食料農業機関（FAO）が2002年に開始した仕組みで、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを、「世界農業遺産」⁸（GIAHS : Globally Important Agricultural Heritage Systems）として認定し、その保全と持続的な活用を図るものです。日本国内における所管官庁は農林水産省となります。

イ. 国際連合食料農業機関（FAO）

世界農業遺産は、国際連合食料農業機関（FAO）が開始した仕組みであることは既に述べました。

事の発端は、2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」⁹。この会議で国際連合食料農業機関（FAO）により提唱されたのが世界農業遺産であり、2004年の国際農業遺産（GIAHS）運営委員会では、チロエ農業（チリ）、青田の水田養魚（中国）などが、最初のパイロットシステムとして選定されました。その実務は、国連食糧農業機関（FAO）が担っているものの、「実際に運営しているのは、関係国、援助機関、国際機関をはじめ、地域の農家や住民、自治体、農業団体、大学や研究機関、企業などが、国際会議などを契機に構築した、緩やかにつながり合うグローバル・パートナーシップによる」¹⁰といえます。

そもそも、国連食糧農業機関（FAO）自体、多くの日本人には、あまり、馴染みがないかもしれません。国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月16日に設立された国連の専門機関であり、194の加盟国、1つの加盟組織（欧州連合（EU））、および、2つの準加盟国から成り（2016年9月現在。我が国は1951年に加盟）、本部はイタリアのローマにあります¹¹。その目的は、「人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成する」¹²ことです。つまり、国連食糧農業機関（FAO）の最大の目的は、「世界の人々を食糧不足による飢餓から救うこと」¹³だと言えます。そして、その最大の目的のために、「品種改良や耕地の拡大を進めて食糧の増産を図り、人口増加に見合う食糧の供給

8 国際連合食料農業機関（FAO）の世界農業遺産（GIAHS）に関するウェブサイト（<http://www.fao.org/3/a-bp772e.pdf>）によれば、「コミュニティの環境及び持続可能な開発に対するニーズと志向とコミュニティの共適応により発展してきた世界的に重要な生物多様性に富む優れた土地利用及びランドスケープ」（“remarkable land use systems and landscapes which are rich in globally significant biological diversity evolving from the co-adaptation of a community which its environment and its needs and aspirations for sustainable development”）。なお、本稿では、特記がない限り、日本語訳は、農林水産省農村振興局農村環境課平成28年1月発行「世界農業遺産」と題するパンフレット（以下、単に、『世界農業遺産』のパンフレット）といえます。http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/attach/pdf/giahs_1-10.pdf）に従います。なお、ランドスケープとは、「世界農業遺産においては、土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまりのこと」をいいます。

9 World Summit on Sustainable Development（WSSD）。

10 竹内和彦『世界農業遺産－注目される日本の里地里山』（祥伝社・2013年）30頁。

11 外務省のFAOを紹介するウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fao/gaiyo.html>）より。

12 FAO駐日連絡事務所のホームページ（<http://www.fao.org/japan/jp/>）より。

13 竹内前掲10・31頁

14 「緑の革命」には、「品種改良」と「耕地の拡大」という2つのアプローチがありますが、これにより、食糧生産は飛躍的に増大し、過去30年で約3倍に増えたといわれる一方で、農地の質の悪化や地下水の枯渇、砂漠化など、地球環境に悪影響を及ぼしたとの指摘がなされています。竹内前掲10・40頁以下参照。

に苦慮してきたという長い歴史があり、その象徴的な活動が『緑の革命』¹⁴⁾¹⁵⁾だったといえます。

しかし、こうした従来の取り組みに対しては、一定の評価がなされる一方で、「地域の暮らしや文化、生物多様性の維持といった価値観と、必ずしも調和的でないという問いも提起され」¹⁶⁾、そうした流れの中で「世界農業遺産」という従来とは異なるアプローチが誕生したのです。

(2) 世界農業遺産の認定について

ア. 世界農業遺産国際会議

世界農業遺産は、加盟各国の所管官庁（前述の通り、わが国では農林水産省）の承認を得た上で、国連食糧農業機関（FAO）に申請し、その書類審査及び現地調査を経て、認定されることになります。この認定は国連食糧農業機関（FAO）の科学委員会と運営委員会が合同で行いますが、通常は、2年に1回の割合で開催される世界農業遺産国際会議において行われます¹⁷⁾。

2013年の世界農業遺産国際会議は、石川県七尾市で開催されました。

イ. 世界農業遺産の認定基準

世界農業遺産の認定基準として、以下の5つ¹⁸⁾があります。

①食料及び生計の保障（Food and Livelihood Security）

世界農業遺産は、生きた「農業遺産」の保全と持続的な活用を図る仕組みであり、そこで生活する人々の食料及び生計の保障にとって、重要な意味をもっているかというのは1つ目の基準となります。

②生物多様性及び生態系（Agro-biodiversity）

前述の「世界農業遺産」というアプローチ誕生の経緯からして、自然の恵みを活かした仕組みになっているか、あるいは、生物多様性と調和した仕組みになっているかは、2つ目の基準となります。

③地域的、伝統的な知識システム（Local and Traditional Knowledge systems¹⁹⁾）

保全すべき地域的、伝統的な知識・知恵が受け継がれているかが、3つ目の基準となります。

④文化、価値観及び社会組織（Culture, Value systems and Social Organizations）

文化的な価値を維持するための社会的な仕組みの存在が、4つ目の基準となります。

⑤優れたランドスケープ及び土地と水資源管理の特徴（Landscapes and Seascapes Features）

水や土地をうまく利用できているかが、5つ目の基準となります。

ウ. 世界農業遺産への認定後とそのメリット

世界農業遺産の認定を受けた地域では、世界農業遺産の保全のための具体的な行動計画を定め、これに基づき、伝統的な農業・農法や豊かな生物多様性等を、次世代に確実に継承していくことが求められます。

これは、世界農業遺産に認定された地域にとって、（法的ではない）義務であるともいえるわ

15 竹内前掲10・31頁。

16 竹内前掲10・31頁。

17 竹内前掲10・47頁。

18 前掲8記載の「世界農業遺産（GIAHIS）に関するウェブサイトおよび「世界農業遺産」のパンフレット参照。各基準の説明については、竹内前掲10・49頁も参照。

19 前掲8・「世界農業遺産」のパンフレットでは、「知識システム及び適応技術」となっています。'Knowledge system and adapted technology' の日本語訳のようです（竹内前掲10・49頁）。

けですが、他方、世界農業遺産への認定により、どのようなメリットがあるといえるのでしょうか。

国連食糧農業機関（FAO）から保全のための金銭的支援があるなど直接的なメリットがあるわけではありません²⁰。世界農業遺産に認定されることにより、その地域の人々に誇りと自信がもたらされるとともに、農産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待されるとされます²¹。

この点、世界遺産²²に比し、世界農業遺産の知名度が劣ることは否めませんので、上述の観光客誘致を通じた地域経済の活性化といったメリットも未だ限定的なものにならざるを得ません。せっかく世界に認められたわが国の農林水産業システムによって、一層の地域経済の発展を目指すためには、「世界農業遺産」自体の更なる認知度アップが望まれるところでしょう。

(3) 日本の世界農業遺産²³

世界農業遺産は、世界17ヵ国38地域が認定されており²⁴、日本は以下の8地域となっています。

このうち、②、⑦および⑧について、「第2」において、その具体的システム等をご紹介します。

① トキと共生する佐渡の里山（2011年認定）

2011年の北京の世界農業遺産国際会議において、②能登の里山里海とともに、先進国としてはじめて²⁵、世界農業遺産に認定されました。

② 能登の里山里海（2011年認定）

③ 静岡の茶草場農法（2013年認定）

④ 阿蘇の草原の維持と持続的農業（2013年認定）

⑤ クヌギ林とため池がつなぐ国東半島

・宇佐の農林水産循環（2013年認定）

⑥ 清流長良川の鮎（2015年認定）

⑦ みなべ・田辺の梅システム（2015年認定）

⑧ 高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム（2015年）



清流長良川の鵜飼。約1300年前から鵜を用いて鮎を獲る伝統漁法。長良川の鵜匠は宮内庁式部職（世襲）である。

20 認定された世界農業遺産が発展途上国にある場合は、地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）から資金援助を受けられるようです（竹内前掲10・48頁参照）。

21 前掲8・「世界農業遺産」のパフレット。

22 世界遺産も、登録後、ユネスコから保存のための資金援助があるわけではなく、一般に、知名度向上による観光客増加等による経済的効果が大きいといわれます。

23 なお、農林水産省により創設された「日本農業遺産」というものもあります。「日本農業遺産」は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった農林水産業システムのうち、世界及び日本における重要性、並びに歴史的及び現代的重要性を有するものを農林水産大臣が認定する仕組です。現在、静岡水わさびの伝統栽培（静岡県）、雪の恵みを生かした稲作養鰻システム（新潟県）、鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業（三重県）の3つが認定されています。

24 2017年7月10日付で、メキシコのチナンバ農業システムが新たに世界農業遺産に認定されました（<http://www.fao.org/giahs/news/detail-events/en/c/1013106/>）。

第2 日本国内の世界農業遺産（各論）

1. 「みなべ・田辺の梅システム」（和歌山県）

(1) みなべ・田辺の梅システム

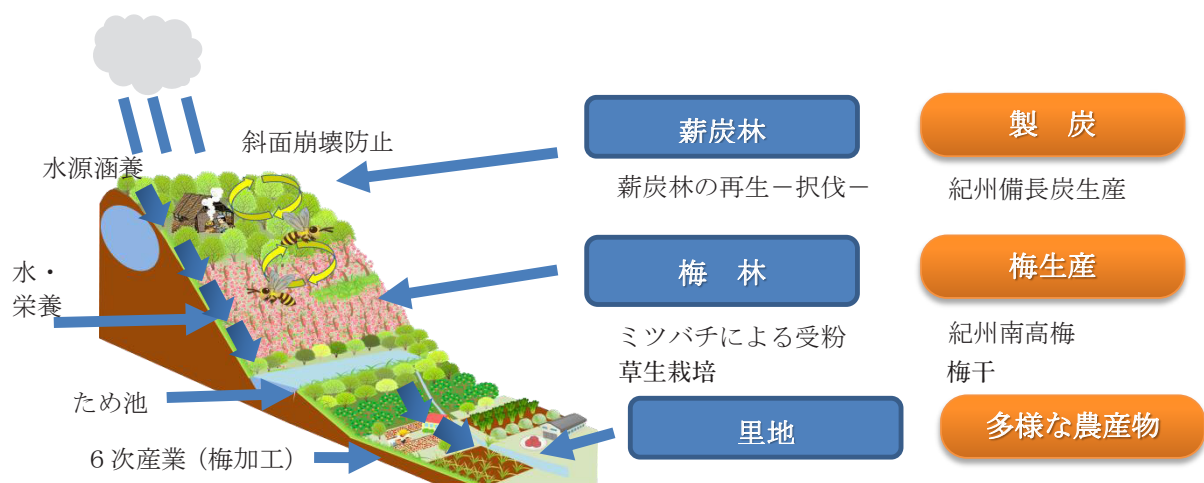
和歌山県の特産品として、「南高梅」やその加工品である梅干しを思い浮かべられる方は多いでしょう。和歌山県の梅の栽培面積は、全国一位²⁶であり、みなべ町と田辺市でその4分の3²⁷を占めます。

2015年に世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」は、礫質で急斜面が多いみなべ・田辺地域で受け継がれてきた梅を中心とした農業の営み・暮らしです。

当地域の養分に乏しく崩れやすい礫質の傾斜地（斜面）は、従来の農業や林業には不向きであったため、約400年前より、こうした斜面を利用して、梅の栽培が始められました。その際、人々は、斜面の尾根付近に薪炭林を残すことにより、斜面の崩落防止のほか、水源涵養等の機能をもたせ、また、薪炭林に生息するミツバチは梅の受粉を助け、梅栽培を支えてきました。こうした長年にわたる梅栽培の結果、梅の加工技術が発達し、また、梅自体の改良も重ねられ、「南高」に代表される当地域に適応した優れた品種が生み出されたのです。

他方、薪炭林のうち、ウバメガシは、建材にはなりませんが、これを材料とする最高級木炭「紀州備長炭」は江戸時代より全国にその名を知られ、珍重されてきました。このような薪炭林の管理方法には、他地域ではみられない「択伐」という原木を早く再生できる管理方法が用いられています。

そして、梅林と薪炭林は、独特の美しい景観を形成し、薪炭林から梅林、水田等に至る水の流れは、多種多様な動植物の生息・生育環境を保全するとともに、梅を中心とした産業を確立させ、この地域独特の文化を育んできたのです。



25 竹内前掲10・86頁参照。世界農業遺産は、当初、開発途上国の農業を念頭に置かれていたところ、日本の世界農業遺産認定は、「先進国が開発途上国に手を貸す」という一方的な考え方を捨て、「世界の農業のありようを一緒になって考えていこう」という姿勢を示す画期的なものだったといえます。

26 平成27年度の栽培面積は、5540haで、全国の33.2%を占める。同産出額103億円は、全国シェア58.9%に及ぶ（平成29年4月和歌山県農林水産部『和歌山県の農林水産業』より）。

27 みなべ町2170ha、田辺市2030ha（前掲26『和歌山県の農林水産業』より）。

(2) 梅林と梅生産・加工

ア. 里山の大部分が礫質で従来の農業や林業に適せず、平地も養分に乏しく米の収穫量が少ないことから困窮する人々に梅の栽培を奨励したのは、紀州田辺領主安藤直次だったといえます²⁸。爾来400年以上にわたり蓄積された多様な遺伝子資源から「南高」に代表される地域固有の品種またはそれを利用した交配育成品種16種を含む23品種が、当地域で主に生産されています²⁹。

分類	品種名	原産地・来歴
地域在来品種	南高	和歌山県
	古城	和歌山県
	小粒南高	和歌山県
	改良内田	和歌山県
	皆平早生	和歌山県
	白王	和歌山県
	紅王	和歌山県
	衣笠	和歌山県
	みなべ21	みなべ町育成
	パープルクイン	田辺市内農家育成、「白王」枝変わり
地域在来品種利用	パープル南高	田辺市内農家育成、「南高」枝変わり
	NK14	和歌山県育成、「南高」×「剣先」
交雑育種品種※	橙高	和歌山県育成、「南高」×「地蔵梅」
	ミスなでしこ	田辺市内農家育成、「ミスなでしこ」は商標
	露茜	(独)農研機構果樹研究所育成、スモモ「笠原巴旦杏」×「養青」
	八郎	(独)農研機構果樹研究所育成、「地蔵」の自然交雑実生
他地域品種	翠香	(独)農研機構果樹研究所育成、「月世界」×「梅郷」
	白加賀	原産地不明、古くから栽培されている品種
	十郎	神奈川県
	鶯宿	徳島県
	甲州最小	奈良県
	織姫	埼玉県
	竜峡小梅	長野県

(注) ※当地域在来の品種を一方または双方の交配母本に利用して交雑育種した品種

イ. 当地域の梅生産は、青梅と梅干用の完熟梅の2回の収穫時期があり、農家自らが梅干しの一次加工（塩漬け、天日干し）まで行います。

青梅・完熟梅の収穫が終了した本年7月中旬、和歌山県庁農林水産部農林水産政策局農林水産総務課の林祐光主査に、梅林をご案内いただきました。

梅の花が開花を迎える2月頃には、毎年、5万人前後の観光客が梅林を訪れるそうです。



斜面に広がる梅林。開花時の様子です。



訪問時は完熟梅の収穫が終了した頃でしたが収穫されず残っていた梅の実とゴーラ（ミツバチの巣箱）

28 みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会「世界農業遺産（GIAHS）申請書 みなべ・田辺の梅システム」22頁より。）

29 前掲28記載の申請書11頁参照。

ウ、農家による一次加工の後、二次加工（調味梅干加工）は、梅干加工業者が行います。1970年代に当地域の梅干加工会社が開発した「かつお梅」等の「調味梅干」は、塩分が低く食べやすいことなどから、梅干の消費量を増大させ、梅産業の発展に大きく貢献したといえます。梅の加工品には、梅干だけでなく、梅酒、梅酢などがあり、当地域の梅加工工場は200か所を越え、当地域に住む就業者の70%は何らかの形で梅に関わっているとのこと。生産、加工等を合わせた梅の関連産業は、約700億円³⁰。梅に関する産業は、地域の経済と雇用に貢献しており、まさに、当地の人々の生活を支えているといえましょう。

一次加工のみならず、梅酒づくりと販売、すなわち、6次産業に取り組む梅農家³¹も訪問しました。やはり、本業は梅栽培（1次産業）なので、販路の確立に苦心しているようですが、高付加価値化を目指す熱心なモノづくりの現場に触れることができました。



森川農園のこだわりの梅酒。
農園自慢の南高梅を古酒泡盛「南光」で漬けています。



備長炭の窯だし、灰かけ。

エ、「南高」は、果皮が薄く果肉が多い等優れた特性を有する当地域を代表する育成品種であり、「紀州みなべの南高梅」は、2006年11月、地域団体商標に登録されました。

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会では、中国、北米等への海外展開についても調査中だといえます。

(3) 薪炭林と紀州備長炭

梅林を守るように存在するのが薪炭林。炭には、黒炭と白炭がありますが、備長炭は後者に属します。製炭も、紀州藩が奨励したもので、1700年代に田辺市の備中屋長左衛門が江戸に運び、その品質が優れていることから、「紀州備長炭」とよばれ、珍重されるようになったといえます³²。和歌山県では、経験豊富な紀州備長炭製炭者を、「紀州備長炭指導製炭士」として認定する制度を1992年度より発足しています。

(4) 世界農業遺産の認定を受けて

林祐光主査によると、世界農業遺産認定により、「当地域が認定に向けて一体になれば、認定後世界農業遺産を活用した梅の販売促進や観光振興の機運や後継者育成の機運が高まった」とのこと。

世界遺産認定後は、ロゴマークを制定し普及啓発にも力をいれています。

30 前掲28記載の申請書6頁参照。

31 みなべ町の森川農園。

32 前掲28記載の申請書23頁参照。



世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」ロゴマーク

2. 能登の里山里海（石川県）

(1) 日本初の認定

「能登の里山里海」は2011年度（平成23年度）、佐渡と共に日本で最初に世界農業遺産に認定されました。

能登地域では、日本海に面して広がる「千枚田」をはじめとする棚田をはじめ日本の原風景ともいえる景観が広がっています。「揚げ浜式」と呼ばれる日本で唯一能登にのみ残る製塩法など農林水産業についての伝統的な技法も受け継がれています。また、豊作豊漁を願って、巨大な灯籠を担いで練り歩く「キリコ祭り」、農耕神事「あえのこと」など、能登の里山里海の豊かな自然にはぐくまれた伝統文化も特筆すべきものがあります³³。



日本の棚田100選「白米千枚田」



海中キリコ（穴水町）

(2) 認定を活用した取り組み

平成29年7月に石川県農林水産部里山振興室を訪ね、世界農業遺産の現状や問題点などをお聴きしてきました³⁴。

世界農業遺産の認定を活用した「能登の里山里海」を未来に引き継ぐ取り組みを推進するため石川県では、県・能登地区の4市5町、農林漁業・商工・観光団体で構成する「世界農業遺産活用実行委員会」³⁵を平成23年6月に設立しました。

世界農業遺産活用委員会では、「未来につなげる『能登』の一品」認定制度³⁶を創設し、豊かな能登の自然に育まれた食品を首都圏の百貨店やイベントなどを通じて全国に発信しています。

33 写真は世界農業遺産活用実行委員会提供（金沢大地の写真を除く）

34 石川県農林水産部里山振興室の永森洋樹専門員、同大和慧実主事、農林水産部農業政策課農業参入・経営戦略推進室橋本尚之課参事に対応していただきました。

35 石川県・七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町・珠洲商工会議所・羽咋市商工会・能登半島広域観光協会・日本旅行業協会石川地区委員会・おおぞら農業協同組合・石川県信用漁業協同組合西海支所・中能登森林組合で構成



揚げ浜式製塩

(3) いしかわ里山振興ファンドの活用

石川県は能登をはじめ本県の里山里海の振興を経済面からバックアップするために、平成23年に「いしかわ里山創成ファンド」³⁷を創設して、その運用益を民間事業者による生業創出などの取り組み支援にあてています。

このファンドを利用して既にさまざまな取り組みが行われ成果が上がっています。

① 耕作放棄地の再生と能登ブランド農産品の開発

耕作放棄地の解消に積極的に取り組んでいる金沢市の農産加工品製造販売会社「金沢大地」を平成29年7月に訪問し、井村辰二郎社長に直接お話をお聴きしました³⁸。同社グループはミッションとして「耕作放棄地の再生」と「環境保全」を掲げ、金沢河北潟干拓地のほか、奥能登地区数か所に計180ha（畑地145ha、水田35ha）の農地を耕作しています。

輪島市門前町では、大豆・大麦・小麦・そば・ばれいしょを栽培、穴水町では米・ぶどう、能登町当目では米、珠洲市では大豆・そば・ぶどうを栽培しています。同社は、有機JAS認証を取得し農薬を使用しない農業を行っています（特別栽培米を除く）。平成28年から始めた醸造用ぶどうの栽培は、ワインづくりへとつながり、井村社長は新法人（株）金沢ワイナリーを今年4月に設立、平成30年秋からの醸造開始を目指しています。

このほか、同社で作られた農作物は金沢市の近江町市場内にある直営店で販売されるほか、豆腐や味噌、米飴などの加工食品として全国に発売されています。

同社をはじめ能登地区で農業を営む者の現在の大きな悩みはイノシシ対策だそうです。昨年は、輪島市門前町の農場はイノシシ被害でばれいしょと大豆の収穫高がゼロだったとのことで、今年は行政の支援を受け、電気柵を設置するなどイノシシから作物を守るための対策を講じています。³⁹

36 能登棚田米（穴水町他）、能登神子原木（羽咋市）、有機・特別栽培米平右エ門（中能登町）、能登大納言小豆（珠洲市他）、大浜大豆（珠洲市）、能登野菜（七尾市他）、Noto高農園の野菜（七尾市）、ころ柿（志賀町）、花柿（能登町）、のと115（穴水町他）、のとなり（穴水町他）、能登原木乾しいたけ（穴水町ほか）、能登塩蔵山菜、きのこ（穴水町他）、能登牛（能登町他）、能登ミルク（穴水町、能都町）、天然能登寒ぶり（七尾市他）、能登とり貝（七尾市他）、輪島海女採りさざえ（輪島市）、輪島海女採りあわび（輪島市）、海女採りむしあわび（輪島市）、輪島海女採り塩蔵わかめ（輪島市）、なまこやのこのわた（七尾市）、干くちこ（七尾市）、松波米飴じろ飴（能登町）、オーガニック能登そば（輪島市）、井村さんのオーガニック大粒納豆（輪島市）、曾良かぶら寿司（穴水町）、能登の食べる海藻図鑑（七尾市）、奥能登揚げ浜塩（珠洲市）、木樽天然仕込醤油（七尾市）、ふらっとのいしり（能登町）、奥能登地サイダー（珠洲市）

37 平成28年に「いしかわ里山振興ファンド」に名称変更

38 事務局の川本七穂子さんにもご協力いただきました。

39 イノシシの写真は「金沢大地」提供



能登地区のイノシシ被害は深刻(輪島市門前町)



農業(田植え枠転がし)体験(春蘭の里)

② 農家民宿群

能登町の農家民宿群春蘭の里では平成28年現在47軒の農家民宿が集まり、年間約1万人の外国人や修学旅行者などの受け入れを行っています。

過疎・高齢化を脱却する糸口をつかむための取り組みで、自然以外何もないことを逆手にとって80を超える体験メニューを用意し、田植えや稲刈り、キノコ採り、炭焼きなどの体験学習が人気です。

③ 廃校を利用した食堂運営

穴水地区では地域おこしを目指す女性グループが、廃校となった小学校を活用して「かあさんの学校食堂」を設立し、地域のにぎわい創出を図っています。

(4) いしかわ農業参入支援ファンド

平成26年には、世界農業遺産認定地域や県指定の中山間地域において、一定規模以上の農業参入や規模拡大により耕作放棄地(未然防止を含む)の解消を目指す担い手が不足する地域に参入する農業法人や企業等に対して、経営が軌道に乗るまでの5年程度、経営面の支援を行う「いしかわ農業参入支援ファンド」が設立されました。

石川県では農業就労人口の平均年齢が69.1歳(石川県内)と、県内各地で農業の担い手不足や高齢化が問題となっており、特に過疎化の進む能登地区での担い手不足が深刻化しています。この打開策として設立されたこのファンドを利用し、現在能登地区では県外企業を含む27社が参入し、35地域で水稻や野菜の栽培を行っています。⁴⁰

(5) 世界農業遺産の認定効果

世界農業遺産に能登の里山里海が認定されたことにより、能登の農産物のイメージやブランド力が向上しました。また、これらを支援するために金沢市と能登を結ぶ有料道路(のと里山海道)の無料化などの交流基盤整備、いしかわ農業参入支援ファンド・いしかわ里山振興ファンドなどの創設・活用などさまざまな取り組みを行うことにより県内外の企業等が能登地域に進出しており、耕作放棄地の解消や新たな雇用の場の創出につながっています。

3 高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム

(1) 認定

平成27年12月15日、宮崎県高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村及び椎葉村の3町2村から

40 石川県農水水産部農業政策課農業参入・経営戦略推進室「石川県の里山で農業に挑戦する企業を応援します」

なる高千穂郷・椎葉山地域の「山間地農林業複合システム」が、世界農業遺産に認定されました。

(2) 認定の内容等

ア はじめに

この「山間地農林業複合システム」は、高千穂郷・椎葉山（以下、「当該地域」という。）の自然環境の下、伝統として守られてきた農林業及び生活文化のシステムが、世界農業遺産として認められたのです。

以下、世界農業遺産として認定されたポイントについて説明します。

イ 農林業複合経営^{41, 42}

当該地域付近は、その土地の多くが傾斜地と森林に囲まれ、平地が極めて少ない環境です。

このような環境の下、住民は、森林を活かした農林業の複合経営を行っています。具体的には、針葉樹（スギ・ヒノキ等）を用いた木材生産が行われ、広葉樹（クヌギ等）を活用した椎茸生産が行われています。宮崎県は、全国2位の乾シイタケ生産量を誇っていますが、その多くは当該地域で生産されています。

また、傾斜地の中で、肉用牛生産も行われ、この肉用牛は、高品質な「高千穂牛」として知られています。特に、平成19年10月に開催された「第9回全国和牛能力共進会」において、高千穂牛は、宮崎県が肉牛・種牛の両部門において日本一（内閣総理大臣賞）を獲得したことに、大きく貢献しています。

さらに、当該地域では昔から山野に茶の木（山茶）が自生していることもあり多くの農家が茶の生産を行い、鉄釜を用いた「釜炒り茶」が生産されています。高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町では、年間約200トンの釜炒り茶が生産され、日本有数の生産量を誇っています。

加えて、傾斜地の山腹に位置する棚田での稲作等も行われています。

ウ 山腹水路

そして、傾斜地において、農業を営む上で必要不可欠な水を確保しなければなりませんが、その方法として、急峻な山腹に山腹水路が建築されました。

この山腹水路は、総延長500km以上に及ぶもので、1800haを超える棚田に水を供給し、米の安定的生産に寄与しています。

この当該地域に所在する棚田は、その美しさから平成11年7月に農林水産省より発表された日本の棚田百選に7つも選定されています。

エ 伝統的農林文化

さらに、高千穂郷は、天孫降臨の地と言われていますが、現代においても、多くの神話・伝説の史跡が現存しているだけでなく、農耕古神事も現存し、農林文化が生活する人々によって受け継がれています。換言しますと、当該地域では、住民が農林業を共同で作業するなど地域で互いに助け合い、文化を地域全体が長期に亘って継承してきたのです。

この地域の代表的な文化として五穀豊穡を願う神楽が神社で奉納されています。宮崎県においては、各地で様々な神楽が奉納されていますが、高千穂郷・椎葉山付近では、「高千穂の夜神楽」

41 牛谷良夫「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」農村計画学会誌35巻3号387頁以下

42 宮崎県発行世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域パンフレット参照

「椎葉神楽」「諸塚神楽」が受け継がれています。この神楽は、地域住民が生活するうえで不可欠な協働の場であり、地域の団結力を高めています。



オ 焼畑農業

加えて、椎葉山付近では、1950年頃まで日本各地で行われていた焼畑農業が、今でも行われています。

椎葉山付近で行われる焼畑は、森林伐採と火入れを行い、4年程度の短期間作物を栽培した後に、20年から30年の回復期間を設けて耕地を森林に戻すことにより土地の耕す力を回復させ、その後焼畑を行うという循環的なシステムになっています。この焼畑農業は、日本で唯一継続している事例と言われています。



カ 人材育成

以上のような文化、農林業の継承に資するものとして、当該地域には、森林資源を活用し心豊かな生活を創出するフォレストピア（Forest-utopia－森林理想郷）構想により五ヶ瀬中等教育学校を設置するなど特徴ある人材育成が行われています⁴³。

キ 総括

以上の当該地域の農林業複合経営システムは、世界的にも貴重なものとして世界農業遺産とし

43 宮崎県農政水産部農政企画課新農業戦略室によりますと、将来に向けての人材育成を行っている点
が、他の認定地域と大きく異なる点であるとのことでした。

て認定されたのです。

(3) 今後の展開

宮崎県では、世界農業遺産の認定を地域の活性化と伝統・文化の継承活動に取り組むため、平成28年3月「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」が設立されました⁴⁴。

今後の地域活性化に向けた取り組みとしては、地域内で生産される農産物や工芸品等に対する認証制度を構築し、それらの商品の高付加価値化・ブランド化を推進することや、グリーンツーリズムの活用による観光客の誘致などが予定されています⁴⁵。

以 上

44 前掲1・388頁

45 以上の論稿につき、宮崎県農政水産部農政企画課新農業戦略室には、宮崎の世界農業遺産に関する資料や写真等ご提供頂きました。